

議事日程 (3)

平成23年3月16日 午前10時00分開会

- | | | |
|------|----------------|--|
| 日程第1 | 町長提出議案
第3号 | 芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第2 | 町長提出議案
第4号 | 芦屋町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第3 | 町長提出議案
第5号 | 芦屋町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第4 | 町長提出議案
第6号 | 芦屋町非常勤消防団に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第5 | 町長提出議案
第7号 | 芦屋町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第6 | 町長提出議案
第8号 | 芦屋町町費負担教員の採用及び給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第7 | 町長提出議案
第9号 | 芦屋町総合体育施設建設準備基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第8 | 町長提出議案
第10号 | 芦屋町総合運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第9 | 町長提出議案
第11号 | 芦屋町留守家庭子ども会設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第10 | 町長提出議案
第12号 | 芦屋町ボランティア活動センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第11 | 町長提出議案
第13号 | 平成22年度芦屋町一般会計補正予算 (第6号) について |
| 第12 | 町長提出議案
第14号 | 平成22年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について |
| 第13 | 町長提出議案
第15号 | 平成22年度芦屋町老人保健特別会計補正予算 (第1号) について |
| 第14 | 町長提出議案
第16号 | 平成22年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) について |
| 第15 | 町長提出議案
第17号 | 平成22年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算 (第3号) について |
| 第16 | 町長提出議案
第18号 | 平成22年度芦屋町給食センター特別会計補正予算 (第1号) について |

- | | | |
|-----|----------------|-------------------------------------|
| 第17 | 町長提出議案
第19号 | 平成22年度芦屋町訪問看護特別会計補正予算（第1号）について |
| 第18 | 町長提出議案
第20号 | 平成22年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第4号）について |
| 第19 | 町長提出議案
第21号 | 平成22年度芦屋町病院事業会計補正予算（第3号）について |
| 第20 | 町長提出議案
第22号 | 平成22年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について |
| 第21 | 町長提出議案
第23号 | 平成23年度芦屋町一般会計予算について |
| 第22 | 町長提出議案
第24号 | 平成23年度芦屋町国民健康保険特別会計予算について |
| 第23 | 町長提出議案
第25号 | 平成23年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 第24 | 町長提出議案
第26号 | 平成23年度芦屋町国民宿舎特別会計予算について |
| 第25 | 町長提出議案
第27号 | 平成23年度芦屋町給食センター特別会計予算について |
| 第26 | 町長提出議案
第28号 | 平成23年度芦屋町訪問看護特別会計予算について |
| 第27 | 町長提出議案
第29号 | 平成23年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算について |
| 第28 | 町長提出議案
第30号 | 平成23年度芦屋町病院事業会計予算について |
| 第29 | 町長提出議案
第31号 | 平成23年度芦屋町公共下水道事業会計予算について |
| 第30 | 町長提出議案
第32号 | 第5次芦屋町総合振興計画基本構想の策定について |
| 第31 | 町長提出議案
第33号 | 町の区域の変更について |
| 第32 | 承認
第1号 | 専決処分事項の承認について |
| 第33 | 同意
第1号 | 芦屋町教育委員会委員の選任同意について |
| 第34 | 同意
第2号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について |
| 第35 | 町長提出議案
第34号 | 芦屋小学校耐震補強等工事請負契約の締結について |
-

【 出 席 議 員 】 (13名)

1 番 益田美恵子 2 番 貝掛 俊之 3 番 田島 憲道 4 番 辻本 一夫
5 番 小田 武人 6 番 岡 夏子 7 番 今井 保利 8 番 川上 誠一
9 番 松上 宏幸 10番 本田 哲也 11番 中西 定美 12番 室原 健剛
13番 横尾 武志

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 古野 嘉子 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町 長 波多野茂丸 副町長 鶴原洋一 教育長 中島幸男
モーターボート競走事業管理者 仲山武義 会計管理者 入江真二 総務課長 占部義和
企画政策課長 吉永博幸 財政課長 柴田敬三 都市整備課長 大塚秀徳
税務課長 境 富雄 環境住宅課長 守田俊次 住民課長 佐藤一雄
福祉課長 藤崎隆好 地域づくり課長 内海猛年 学校教育課長 鶴原光芳
生涯学習課長 本田幸代 病院事務長 小池健二 管理課長 大長光信行
事業課長 小野義之

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

まず、このたびの東北地方太平洋沖地震におきまして、多くの人命、財産が奪われております。その被害の全貌はいまだ明らかになっておらず、毎日の報道で次々と新しい被害状況がもたらされております。被災された皆様のお気持ちを考えますと言葉もありません。早く復興の兆しが見えてきますことを切に願ってやみません。ここで、芦屋町議会といたしましても深い哀悼の意をあらわすとともに、被災地の方々に心からお見舞いを申し上げます。

○議長 横尾 武志君

それでは、議事に入ります。

お諮りします。日程第1、議案3号から日程第32、承認第1号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それぞれの委員長から、審査結果報告書及び閉会中の継続審査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。

書記に朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

.....
報告第3号

平成23年3月16日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 室原 健剛

総務財政常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第3号 芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案否決

議案第4号 芦屋町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第5号 芦屋町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第6号 芦屋町非常勤消防団に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第7号 芦屋町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第13号 平成22年度芦屋町一般会計補正予算（第6号）について、原案可決

議案第20号 平成22年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第4号）について、原案可決

議案第22号 平成22年度芦屋町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案可決

議案第23号 平成23年度芦屋町一般会計予算について、原案可決

議案第29号 平成23年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算について、原案可決

議案第31号 平成23年度芦屋町公共下水道事業特別会計予算について、原案可決

議案第32号 第5次芦屋町総合振興計画基本構想の策定について、原案可決

議案第33号 町の区域の変更について、原案可決

意見

議案第32号について、第5次芦屋町総合振興計画基本構想に基づく施策の実施については、議会と十分協議の上、実行されるよう意見を付す。

.....

報告第4号

平成23年3月16日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

民生文教常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規

定により報告します。

記

議案第8号 芦屋町町費負担教員の採用及び給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第9号 芦屋町総合体育施設建設準備基金条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第10号 芦屋町総合運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第11号 芦屋町留守家庭子ども会設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第12号 芦屋町ボランティア活動センター条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第13号 平成22年度芦屋町一般会計補正予算（第6号）について、原案可決

議案第14号 平成22年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案可決

議案第15号 平成22年度芦屋町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、原案可決

議案第16号 平成22年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案可決

議案第17号 平成22年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第3号）について、原案可決

議案第18号 平成22年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第1号）について、原案可決

議案第19号 平成22年度芦屋町訪問看護特別会計補正予算（第1号）について、原案可決

議案第21号 平成22年度芦屋町病院事業会計補正予算（第3号）について、原案可決

議案第23号 平成23年度芦屋町一般会計予算について、原案可決

議案第24号 平成23年度芦屋町国民健康保険特別会計予算について、原案可決

議案第25号 平成23年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算について、原案可決

議案第26号 平成23年度芦屋町国民宿舎特別会計予算について、原案可決

議案第27号 平成23年度芦屋町給食センター特別会計予算について、原案可決

議案第28号 平成23年度芦屋町訪問看護特別会計予算について、原案可決

議案第30号 平成23年度芦屋町病院事業会計予算について、原案可決

承認第1号 専決処分事項の承認について、承認

平成23年3月16日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 室原 健剛

閉会中の継続審査申出書

本委員会は所管事務の次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「企画調整に関する件」「町財政に関する件」「消防及び災害防止等に関する件」「税制に関する件」「建築及び土木に関する件」「河川に関する件」「道路整備に関する件」「芦屋橋に関する件」「国道495号線に関する件」「芦屋港湾に関する件」「上下水道に関する件」「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

平成23年3月16日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「戸籍等各種届け出及び申請事務に関する件」「保健、健康及び国民健康保険に関する件」「福祉政策及び介護保険に関する件」「環境政策に関する件」「公営住宅に関する件」「農業、漁業及び商工振興に関する件」「観光振興に関する件」「医療及び医療行政に関する件」「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

平成23年3月16日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会運営委員会委員長 松上 宏幸

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」

理 由

調査不十分のため。

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

日程第1、議案第3号から日程第32、承認第1号までの各議案について、順不同により討論を許します。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

おはようございます。6番、岡夏子。議案第23号平成23年度一般会計予算に対する反対討論を行います。

まず、職員厚生会の負担金の見直しに関しまして、新年度予算に反映されていないことです。

平成22年度以降も継続して行われる行革において、職員厚生会については、引き続き、町民の皆さんに理解が得られるよう見直しを行うとしていることから、9月議会の一般質問でただした中で、共済制度と重複していることなどを指摘し、特に支出項目にある退職者への記念品としての旅行クーポン券の支給に関しては、最高裁の判決など報告した上で、即刻廃止するよう求めましたが、それが予算に反映されておりません。

次に、船頭町駐車場のスーパーマーケット誘致に関して、新年度予算に本体工事の実施設計委託費や造成工事に係る設計委託費などが計上されていますが、その件については、2月16日に応募があった1社と事業提携を結んだことなど新聞報道がなされ、その内容は、1億5,000万円かかる建設費は約15年間で完済されるなどのことが報じられましたが、今議会の予算審議において、これまでの町と業者の審議内容や契約などに関する十分な資料がないため、後日、昨日ですが、副町長列席により改めて説明がありました。

しかしその内容について、応募事業者は最初の5年間は赤字のため、賃貸料の減額により、15年間では到底建設費の1億5,000万円に充当できず16年以上かかるということ。それも現段階では最終支払い年度は不明であること。また、事業開始後の撤退に関する違約の取り決めも現段階では行われておらず、利用者などの意向調査も今後、町と業者で行うという説明がありました。

このような懸案事項が棚上げされた状態に現状としてあります。造成なども含み約2億円近い出費を伴うこのような重大な案件が、4月に予定されている町長選挙や議会議員選挙の前に提出されることは私は拙速と考えます。

最後に、基金運用に関して、仕組み債購入に関する町長の認識は、現在また将来においても何ら問題はないとされています。町民の財産である基金の運用に関して、あるいは基金の目的に反すると考える立場から、到底受け入れられるものではありません。

また、資金管理運用委員会は、12月議会において設置と報告がありましたが、肝心の債券運用指針と基金管理運用規則はいまだに見直しがされておりません。

以上、平成23年度予算に係る主な反対意見として反対討論を終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

8番、川上です。議案第7号、15号、25号に対する反対討論を一括して行います。

後期高齢者医療制度が開始されてから3年が経過しました。後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を別の制度に移して医療費を別勘定にし、その一定割合を高齢者に負担させる仕組みです。負担割合は1割で、高齢化や医療費増加に合わせて2年ごとに引き上げられます。実際に制度開始から2年後の昨年、多くの都道府県で保険料が値上げされています。福岡県でも3,550円の保険料が値上げされ、平均保険料は7万5,401円となりました。

年齢で区別する別勘定の制度をつくったのは、医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者が自分の感覚で感じとっていただくためですと厚生労働省の幹部は発言しています。また、現役世代に重い支援金を課して高齢者医療制度医療費を負担させる仕組みにしたことで、現役世代からの医療費抑制の圧力をかけさせようというねらいもあるわけです。

お年寄りの医療費を別勘定にし、さんざん肩身の狭い思いをさせて無理やり医療費を抑制する、ここにお年寄りの人間としての尊厳を踏みにじり、長寿を喜べないような立場に追い込んだ後期高齢者医療制度の非人間性の論理があります。世界でも年齢で区別し医療を抑えるなどという制度は日本だけです。

保険料が高いか安いかなどということだけで高齢者はこの制度に対して怒っているわけではありません。高齢者医療費が高過ぎると目のかたきにし、高齢者の存在自体を財政悪化の原因、悪者のように扱い、戦後、日本の発展に尽くしてこられた先輩方に対する敬いの念がまるで感じられない制度をつくった国の姿勢に対して怒っているのです。

後期高齢者医療制度は速やかに廃止し、もとの老人保健制度に戻すべきです。老人保健制度は、高齢者が現役世代と同じ医療保険に加入したまま、高齢者の窓口負担を軽減する財政調整の仕組みで、差別的な給付抑制の仕掛けを組み込んではいません。老人保健制度に戻した上で高すぎる患者負担を軽減することや、半減した国保への国庫負担を復元して、国保料金を引き下げることこそ求められています。その上で、新たな持続可能な高齢者医療制度について国民的議論を十分な時間を保障して行うべきです。

年を重ねれば病気になりがちなのは仕方がないことです。個々に重い医療費負担がかかること、医療制度が加わるというのでは、国民にとっては大きな負担です。個々に安心をもたらすことは老後への安心感を生み、ひいては内需の活性化につながります。そうした方向に転換することを見出すべきです。

以上のことから、老人保健制度を廃止する議案7号と15号、後期高齢者医療特別会計の25

号に反対を表明いたします。

続きまして、議案第23号平成23年度芦屋町一般会計予算に対する反対討論を行います。

本予算の中で、介護基盤整備事業やがん検診や妊婦健診、予防接種の拡充、漁港基盤整備事業、河川、生活道路、公共住宅の整備など生活密着型の公共事業、就学援助の拡充などは評価するものですが、以下の点で同意できないので、理由を述べて反対いたします。

反対の第1は、昇給・昇格に反映させる人事評価の実施です。国の給与構造改革により職務、職責や勤務実績に応じた給与を確保するとして、人事評価、行政評価制度を導入し、能力主義、成果主義の給与制度を導入するとしています。

しかし公正な人事評価、透明性が確保されないならば、恣意的な昇給・昇格が行われた給与にも反映されることとなります。客観的な評価基準がだれもが納得できる評価方法が確立されなければ、評価する人の方向ばかりに目が向いて、町民に対する全体の奉仕者としての職務がゆがめられることとなります。成績主義の人事評価制度は職員の差別、選別につながり、働く意欲を阻害し、住民サービスにも影響を及ぼすこととなります。少数精鋭主義の組織機構で公務労働を変質させ、昇給・昇格に反映させる人事評価はやめるべきです。

第2に、不要不急の事業はやめ、地域経済振興の経済対策を行うべきです。

本予算の中に公園整備事業が多く見られます。公園を整備することは、住みやすい住環境を整えることで必要であり、行政としては行わなければいけないことです。しかし合理的な理由のない不要不急の公園整備については見直すべきです。

今回予算計上されている芦屋橋コミュニティ公園は、対岸の山鹿側に国土交通省の親水公園が整備されており、なぜ数百メートル離れた芦屋川に同様の公園を整備するのか理解できません。良好な景観を維持することは必要ですが、多くの予算を投入するのであれば、地域経済の振興を図り町内商工業者に喜ばれる施策を行うべきです。

第3に、国保会計への一般会計からの独自繰入金を22年度と比較すると1,500万円減らしていることです。

町民が町に一番望んでいることは国民健康保険税の引き下げです。高過ぎる国保税に多くの方が悲鳴を上げ、多くの保険料の滞納者が生まれ、医療も制限をせざるを得なくなっています。払いたくても払えない重い保険料負担を軽減することは町の役割です。住民の福祉の増進を図るのが自治法で定められた自治体の責務です。だからこそ、歴代町長も、国が必要な負担をしないなら、保険料を軽減するために一般会計の繰り入れをしてきたのです。保険料の軽減を進め、払える保険料にするためにも繰入金を減らすべきではありません。保険料の引き下げ実現を図ること

をするべきです。

第4に、人権の名で進められている同和行政です。

2002年の3月末で国の同和対策事業特別措置法が失効して、同和行政の法的根拠がなくなり、同和地区への特別対策はなくなりました。現在、部落住民の努力、民主勢力の取り組み、行政・教育関係者を初め国民各層の理解と協力などで、多方面にわたる解決の努力によって、社会問題としての部落問題は基本的に解決・解消しています。

しかし今回の予算の中には、この流れに逆行した、人権の名で一般施策とした同和事業を行う関連予算が多く見られます。こうしたことは新たな差別や問題の解決への逆流を生み出します。また、人権教育のあり方は憲法の掲げる基本的人権の意識をしっかりと身につけ、人格の形成を目指すことが大事であると考えます。憲法の基本的人権にのっとった同和行政を進め、公正な町政運営を行うことを強く求めて反対討論といたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。まず、日程第1、議案第3号について、委員長報告は原案否決であります、議案第3号について原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成なしです。よって、議案第3号は原案を否決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第4号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第4号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第5号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第5号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第6号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第6号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第7号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第7号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第8号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第8号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第9号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第9号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第10号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第10号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第11号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第11号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第12号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第12号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第13号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第13号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第14号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第14号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第13、議案第15号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第15号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第14、議案第16号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第16号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第15、議案第17号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第17号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第16、議案第18号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方

の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第18号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第17、議案第19号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第19号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第18、議案第20号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第20号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第19、議案第21号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第21号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第20、議案第22号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第22号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第21、議案第23号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第23号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第22、議案第24号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第24号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第23、議案第25号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第25号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第24、議案第26号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第26号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第25、議案第27号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第27号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第26、議案第28号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第28号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第27、議案第29号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第29号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第28、議案第30号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第30号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第29、議案第31号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第31号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第30、議案第32号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第32号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第31、議案第33号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第33号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第32、承認第1号について委員長報告のとおり原案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、承認第1号は原案を承認することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の付託案件についてそれぞれ再付託の申し出がなされております。つきましては、これを申し出のとおり再付託することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で採決を終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。日程第33、同意第1号から日程第35、議案第34号の各議案について、この際、一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。議員各位におかれましては、連日のご審議大変ご苦労さまでございます。

提案理由のご説明の前に、去る3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震につきまして、先ほど議長より議会としての哀悼の言葉が述べられましたが、私からも一言哀悼の言葉を申し述べさせていただきます。

本日の報道によりますと、5,000人近い方のとうとい命が奪われ、今後もさらに膨らむ見通しであることが報じられております。まことに痛ましいことであり、ここに謹んでご冥福をお祈りするものでございます。

そのほかにも多数の負傷者、行方不明者がおられ、その安否が気になるとともに、不自由な避難所生活を余儀なくされておられる方々も5万人以上に上っている状況に心を痛めているところでございます。

国内はもとより海外からも救援隊が派遣され、懸命の救援活動が展開されておりますが、一人でも多くの命が助け出されることを願わずにはおられません。

また、今後の復旧・復興活動により、一日も早く被災地がもとの状態に戻ることを心からお祈りする次第でございます。

本町といたしましても、町民の方々の善意をどのように被災地の方々にお届けできるのか、どのような支援が可能なのかを総合的に所管する体制として「救援支援本部」を総務課庶務係内に設置したところでございます。

まずは役場庁舎を初め、町内公共施設10カ所に義援金箱を設置するとともに、救援物資提供関係の情報をホームページに掲載したほか、これらの情報を近日中に区長会を通じて至急回覧していただくようにしております。

また、町としての義援金の拠出につきましても、郡内各町との均衡を図りながら、場合によっては予備費を充当してでも対応していきたいと考えております。

それでは早速、本日追加提案いたしております議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

まず、人事議案でございますが、同意第1号の芦屋町教育委員会委員の選任同意につきましては、現委員の小田恵子氏の任期が平成23年3月19日をもって満了となりますので、後任として伊藤亜希子氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

伊藤氏は、昭和60年に九州女子短期大学初等教育科を卒業後、14年間幼稚園教諭としてご活躍された後、平成17年からは愛生幼稚園主任として幼児教育に取り組んでおられます。

町を挙げて「芦屋の子どもは芦屋で育てる」という芦屋の教育を推進するためには、幼児教育の立場から専門性が必要なことは言うまでもありません。

幼児教育の専門家として、また、保護者としての視点から、芦屋の教育の推進のため、必ずやご尽力いただけるものと確信いたしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

同意第2号の人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、片山久恵氏の任期満了に伴い、後任として徳田徹氏を人権擁護委員候補者として推薦するものでございます。

徳田氏は、長年芦屋町の職員として奉職され、人権問題にも精通されており、人格、見識も申し分なく、人権擁護委員として適任でありますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に契約議案でございますが、議案第34号の芦屋小学校耐震補強等工事請負契約の締結につきましては、安全・安心な教育環境整備を行うため、芦屋小学校の校舎並びに屋内体育館等の耐震補強工事請負契約を締結するものでございます。

以上、簡単であります但提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。日程第33、同意第1号及び日程第34、同意第2号については、人事案件でございますので、この際、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。日程第33、同意第1号について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第34、同意第2号について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で採決を終わります。

ただいまから質疑を行います。

日程第35、議案第34号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第34号の質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第35、議案第34号については民生文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから休憩いたします。

午前10時45分休憩

.....

午前11時19分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

お諮りします。日程第35、議案第34号については民生文教常任委員会に審査を付託して
おりましたのでこれを議題とし、審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長報告〕

.....
報告第5号

民生文教常任委員会付託議案審査結果報告書

一つ、議案第34号芦屋小学校耐震補強等工事請負契約の締結について

本委員会は、本日付託を受けた右の議案について、慎重審査した結果、原案を可決すべきもの
と決定しました。

平成23年3月16日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

.....
○議長 横尾 武志君

ただいまから審査結果の報告について質疑を行います。

民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

日程第35、議案第34号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第35、議案第34号について委員長報告のとおり原案を可決することに

賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第34号は原案を可決することに決定いたしました。

以上で採決を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて、平成23年芦屋町議会第1回定例会を閉会いたします。

午前11時21分閉会
